

医療情報取得加算について

オンライン資格確認を行う体制を有する医療情報取得加算の算定医療機関です。受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、令和7年3月1日より下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 初診時 1 点
- 再診時（3ヶ月に1回に限り算定）1 点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

一般名処方加算について

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

明細書発行体制加算について

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

時間外対応加算 1 の算定について

クリニックを継続的に受診している患者様からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制をとっています。

在宅療養支援診療所について

24 時間の往診・訪問看護が可能な体制等の要件をみたしているクリニックです。

禁煙外来について

『禁煙治療のための標準手順書』に沿って、初回のニコチン依存症管理料を算定した日から起算して、12 週間にわたり計 5 回の禁煙治療を行います。

自己負担額は 13,000 円から 20,000 円(3 割負担の場合)です。